

○門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成18年1月12日門真市規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年門真市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第2条** 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2号の事業計画書及び収支計画書は、施設事業計画書（様式第2号）及び管理業務収支計画書（様式第3号）とする。

3 条例第3条第3号の申請団体（複数の企業等で構成される団体にあつては、構成する企業等。以下この項において同じ。）の経営状況を説明する書類は、次に掲げるものとする。ただし、申請団体が設立後1年未満の場合にあつては、この限りでない。

(1) 過去2事業年度分（設立後1年以上2年未満の申請団体にあつては、前事業年度分。次号について同じ。）の損益計算書又はこれに類する書類

(2) 過去2事業年度分の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類

(3) 前事業年度の事業報告書

一部改正〔平成23年門真市規則42号〕

(選定結果の通知)

**第3条** 条例第5条の規定による通知は、指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体（以下「団体」という。）については指定管理者候補者選定結果（選定）通知書（様式第4号）

により、指定管理者の候補者として選定されなかった団体については指定管理者候補者選定結果（不選定）通知書（様式第5号）により行うものとする。

(指定の通知)

**第4条** 市長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者に指定したときは、当該指定した団体に対し、指定管理者指定書（様式第6号）により通知するものとする。

(指定等の告示)

**第5条** 条例第6条第2項及び条例第11条第3項において準用する条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 指定管理者を指定した場合 次に掲げる事項

ア 管理させる公の施設の名称

- イ 指定管理者の名称及び所在地
  - ウ 指定期間
  - (2) 指定管理者の指定を取り消した場合 次に掲げる事項
    - ア 管理させていた公の施設の名称
    - イ 指定を取り消した団体の名称及び所在地
    - ウ 指定を取り消した日
  - (3) 指定管理者に業務の停止を命じた場合 次に掲げる事項
    - ア 管理させている公の施設の名称
    - イ 指定管理者の名称及び所在地
    - ウ 業務の停止を命じた期間
    - エ 停止を命じた業務の内容
- (事業報告書)

**第6条** 条例第8条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第7号）とする。  
(指定の取消し等の通知)

**第7条** 市長は、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消通知書（様式第8号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定管理者が行う管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者業務停止命令書（様式第9号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

(選定委員会の組織)

**第8条** 条例第15条第1項第1号の門真市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、条例第2条第1号に規定する指定予定施設に係る指定管理者の候補者の選定ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の選定委員会を設置することができる。

追加〔平成25年門真市規則17号〕

(委員長及び副委員長)

**第9条** 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

追加〔平成25年門真市規則17号〕

(会議)

**第10条** 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成25年門真市規則17号〕

(守秘義務)

**第11条** 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成25年門真市規則17号〕

(庶務)

**第12条** 選定委員会の庶務は、条例第2条第1号に規定する指定予定施設を所管する課等において行う。

追加〔平成25年門真市規則17号〕

(細目)

**第13条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成25年門真市規則17号〕